

平成28年度第5回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成29年1月20日（金）

逗子市総務部情報公開課

平成28年度第5回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成29年1月20日（金）

午前10時00分～

場 所 逗子市役所5階 第6会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第1号 農地情報公開システム整備事業のオンライン結合による個人情報
情報の目的外利用・提供及び本人通知の省略について

【経済観光課】

3. 機構改革等に伴う関係規則等の改正について
4. 個人情報事務登録簿について
5. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	立 川 丈 夫
副 会 長	安 達 和 志
委 員	篠 崎 百 合 子
委 員	森 田 明
委 員	海 原 弘 之

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

市民協働部次長 経済観光課長 事務取扱	岩 佐 正 朗
経済観光課長 係	鈴 木 仁
経済観光課主 事	岸 本 雄 介

事務局等出席者

情報公開課	矢	島	小百合
情報公開課	内	田	典久
係情報公開課 非常勤事務員	大	槻	花子

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 なし

配付資料

- ・ 第5回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 平成28年度第4回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料1】 諮問第1号 農地情報公開システム整備事業のオンライン結合による個人情報の目的外利用・提供及び本人通知の省略について【経済観光課】
- ・ 【資料2】 平成29年4月機構改革等に伴う個人情報保護ハンドブック（平成28年4月版）の改正箇所
- ・ 【資料3】 平成28年度第5回個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・ 【資料4】 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会の対応状況について（平成28年度県市町村情報公開・個人情報保護制度研究会議題回答より）

午前 10時00分開会

○立川会長 それでは、これから平成28年度第5回目の個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則の第3条第2項に基づきますと、半数以上の委員の出席によって成立をするということになりますが、今日は全員御出席なので、成立ということになります。

それでは、最初に今日の配付資料の確認について、事務局、お願いいたします。

(配付資料の確認)

○立川会長 よろしいですか。何か不足している資料があったら、申し出てください。

それでは、確認を終わります。

それでは、議題に入ります。

○矢島情報公開課課長 経済観光課職員を入室させます。

○立川会長 その前に、議事録の確認が。

○矢島情報公開課課長 ごめんなさい。失礼しました。

○立川会長 それでは、議題の1は、逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてを議題とします。じゃ、これも事務局のほうから。

○矢島情報公開課課長 失礼しました。先日、校正依頼しました平成28年度第4回議事録ができ上がりましたので、御確認いただければと思います。よろしくお願いします。

○立川会長 これは既に、校正、皆さんにお願いして済んでおりますので、自分が校正したところで、もし何か違っているようなところがあれば、御指摘ください。

(議事録の確認)

○立川会長 どこか修正点あるいは御異議あるところ、ありますか。よろしいですか。

それでは、異議なしということで、これで決定をいたします。

○矢島情報公開課課長 ありがとうございます。

○立川会長 お願いします。

それでは、次の議題に入りますので、お願いします。

——経済観光課 入室——

○立川会長 それでは、議題の２、農地情報公開システム整備事業のオンライン結合による個人情報の目的外利用・提供及び本人通知の省略についてを議題といたします。

それでは、経済観光課の方々がいらっしゃいますので、簡単に自己紹介と、あと、説明をお願いします。

○岩佐市民協働部次長 おはようございます。経済観光課の課長をやっています岩佐といいます。よろしくお願いいたします。

こちらから、経済観光課の係長の鈴木です。

○鈴木経済観光課係長 鈴木でございます。

○岩佐市民協働部次長 担当の岸本です。

○岸本経済観光課主事 岸本です。よろしくお願いいたします。

○岩佐市民協働部次長 よろしく願いいたします。

では、座らせていただきます。

○立川会長 説明をお願いします。

○岩佐市民協働部次長 では、今回、農地情報公開システムの整備事業という形で諮問の内容等を御説明させていただきたいと思います。

諮問の概要といたしましては、現在、経済観光課で整備をしています農地台帳、こういうものがあるんですが、農地台帳をこの平成29年度の４月からクラウド上にですね、クラウドサービス上に農業委員会ネットワーク機構が構築いたします農地情報公開システム、こちらのほうに、その農地台帳の情報を提供すると。

提供することに伴って、農地中間管理機構や他の関係行政機関等が同システムを通信回線を用いて結合して、当該農地情報を随時入手し得る状態をつくるというのが今回諮問の内容となります。

このことから、本件は、オンライン結合による個人情報の目的外使用の提供に該当するため、逗子市個人情報保護条例第10条第１項第４号及び同条第２項ただし書き、第11条第２項の規定に基づいて、逗子市個人情報保護運営審議会に諮問するということになります。

続けて、次に、この事務の目的及び根拠法令等を御説明いたします。

目的といたしましては、これは農業の従事者の減少や農地の減少、こういうことに伴いまして、農地の集積・集約化を進めるために、農地台帳というのを基本的には整備してきたわけですが、これをオンライン結合することにより農地情報を一元管理・共有していくということになります。

根拠法令といたしましては、まず、1点目に、農業委員会等に関する法律第51条、こちらの51条ではですね、読みます。「農業委員会は、農業委員会ネットワーク業務実施に必要な限度で、機構」、これは後ろにつけます、農業委員会ネットワーク機構なんですが、「が農地に関する情報の提供を求めたときは、機構に対し、当該情報の提供を行わなければならない」ということです。また、「各機構は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる」。次、農業委員会等に関する法律第52条、「機構は、農業経営を営み、又は営もうとする者の求めに応じ、これらの者に対し、前条第1項又は第2項の規定により得られた情報の提供を行うことができる」。「機構は、前条第1項又は第2項の規定により得られた情報の整備を行い、関係行政機関等、農地中間管理機構その他農林水産省令で定める者の求めに応じ、これらの者に対し、当該情報の提供を行うことができる」。

次のページで、農地法第51条の2、「都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる」ということ。ここが根拠法令という形になります。

その下に、農業委員会ネットワーク機構というのがどのようなものかということに記してございます。

次に、対象となる個人の類型及び対象者数です。これは先ほどお話ししたとおり、経済観光課のほうで整備する農地台帳上の農地の所有者という形になりますので、今現在160人程度ということになります。

続きまして、第10条関係で、目的外利用・提供する個人情報の内容です。こ

これは今現在その農地台帳上にあるもののうち、氏名と住民基本台帳上の世帯番号また農地情報全般という形になります。

利用・提供先です。提供先については先ほどの条文にもございましたとおり、農業委員会ネットワーク機構という形になります。これがクラウド上になりますので、2次的な提供先としては都道府県知事、市町村長、農地中間管理機構、こういうふうな、クラウド上に2次的なアクセスして、結合して見るができるということになります。

住民基本台帳上の世帯番号については、戸籍住民課で保有する情報を経済観光課が目的外で利用しているという形になります。

続きまして、利用・提供の理由です。理由としては、基本的には、先ほどお話ししたとおり、農地情報の一元化公表による農地の集積・集約化を進めるために提供するということになります。また、それに付随して、法令に定める行政関係機関への農地情報の提供をオンラインで自動化を進めることによって、農政の担当職員の事務の効率化を図るために、クラウド上においてオンライン結合していくということになります。

本人通知に当たっては、省略をしていきたいというふうに考えています。方向としては全戸配布する広報ずしの記事により、本人通知にかえたいというふうに考えております。

第11条関係、オンライン結合の内容等になります。逗子市経済観光課が保有する農地の情報を、LGWAN回線のクラウドサービス上に構築される農地情報公開システムに格納させることにより、行政・関係機関へ提供する。法令に定める行政・関係機関への農地情報の提供をオンラインで自動化することにより、農政担当職員の事務の効率化・高度化を図り、農地行政の推進を行うということになります。

以上でございます。

○立川会長 図が添付されていますけども、この図について、ちょっと説明いただけますか。

○岩佐市民協働部次長 簡単に御説明いたします。

この図ですね、「フェーズ1・フェーズ2の利用イメージ」という形で書いてあります。

フェーズ1 というと、現行ですね、既にネットワーク上に農地の情報は公開がされております。ただし、ここには、基本的には、出ているものというのは市街化調整区域、逗子市で言うと、市街化調整区域の農地で、かつ個人情報を含んでいないものが今このクラウド上に載っているという形になります。逗子市では対象となるのは20カ所程度ということです。内容としては、名前とか、そういうものは載ってなくて、地番だとか大きさだとか遊休農地の有無だとか農地情報ですね、そういうものが載っているというのが現行の状況でございます。それは各市町村の農業委員会だとか、そういうところが、ネット上から見る事ができて、また、農地の情報を欲しがっている利用者についても、これを見ることができるというのが今現在のシステムであります。

29年4月以降のシステムということになりますと、このフェーズ1のシステムはそのまま残して、これまでと同じような内容で運用はされます。ただし、今回はフェーズ2という形で、そこに、今お話ししたとおり、農地台帳にある情報ですから、今、市街化調整区域しかネット上にありませんけども、市街化区域内の情報も、氏名も載せて、農地情報を載せて、基本的にはフェーズ2を各市町村というか、各市町村の農業委員会が構築をして、ここに情報提供します。

これについて見られるのは、一般の利用者は見ることはできませんが、農地中間管理機構や各市町村の農業委員会等はこの情報を見ることができるということになります。

これがフェーズ1・フェーズ2の変わる状況のお話ということになります。

○立川会長 ありがとうございました。

この図なんですけども、農業委員会等が、このデータベース、クラウドに対して矢印が一方通行になっていますよね。

○岩佐市民協働部次長 はい。

○立川会長 これは何か、この図で、伝送できるのは、この委員会、農業委員会等の人たちがデータを追加するとか、何か入力するような感じに受け取れるんですが、このデータを利用することもあるわけですね、引っ張り出すという。

○岩佐市民協働部次長 そのとおりです。

○立川会長 そうすると、矢印がデータベースのほうから委員会等へはなくてい

いんですか。

○岩佐市民協働部次長 基本的にこれは、左側の農業委員会等は、内容の方針だとか見直しをしたものを更新・登録していく形で、それを検索・参照するのが、農地中間管理機構が見る、その後ろにですね、どっちかという参照するほうが、農業委員会等が出てこなきゃ本当はいけないですね。

農地中間管理機構が検索するんですけども、その後ろ側に、当然、農業委員会等、各市町村の農業委員会等がやっぱり来るわけですね。それはどちらかという参照という形で来る。こっちは更新。本当は参照もできるんですけど、更新で、こっち側に農地中間管理機構を交えて参照という形になるということです。

○立川会長 では、このフェーズ2のほうで、農地中間管理機構も矢印がデータベースのほうへ行っているだけですね。

○岩佐市民協働部次長 そうですね。こちら、農地中間管理機構は基本的に検索・参照、1本だけやります。農地中間管理機構というのは、どちらかという、農業委員会のサポートというわけじゃないですけども、集まりみたいな形にはなりますので、その後ろに各市町村の農業委員会とか市町村だとかがついてきて、参照・検索するというような。ちょっと図として、本当はここで書いてもよかったんですけども、そういう書き方ではないという形です。

○立川会長 ちょっと誤解を招きかねないのは、この中間管理機構がこのデータを活用、利用するわけですね。

○岩佐市民協働部次長 はい、します。

○立川会長 ということは、矢印が逆にデータベースを活用、利用するわけですから、右側の矢印がなくていいんですかね。これだと何か入力するだけというふうに誤解を招きかねないんですが。

○岩佐市民協働部次長 そうですね。検索・参照をして持ってきたデータを中間管理機構がそこでいろいろと活用します。

○立川会長 そうですね。だから、右側の矢印も入れておいていただくと。

○岩佐市民協働部次長 わかりました、右側へ行く矢印ですね。

○立川会長 そうです。

○岩佐市民協働部次長 わかりました。

○立川会長 それから、フェーズ1・2にある農業機構のこの利用者というのは、どのぐらいの範囲なんですか。

○岩佐市民協働部次長 農地情報の利用者ですか。

○立川会長 不特定多数の個人だとか、デベロッパーだとか、そういう人たちも使えるんですか。

○岩佐市民協働部次長 そうですね。基本的には、フェーズ1のほうのものについては、今農業をしている方とか、これから農業を始めたい方だとか、また業者さんだとか、そういう方は見ることができます。

○立川会長 できるわけですね。

じゃ、どなたか、御質問がございましたら。

○篠崎委員 先ほど何か、一般人は見られないと言ったものは、何でしたっけ。

○岩佐市民協働部次長 フェーズ2という今回作るものについては、一般の方は見ることができません。フェーズ2といって、全ての情報、氏名、もう個人情報載っている部分については見ることができないということになります。

○篠崎委員 わかりました。

○海原委員 地目が農地から変わる場合が往々にしてあるかと思うんです、先ほどおっしゃったように。それはどういう理由で、全く削除されるわけですか。削除をされたものはどうなるんでしょうか、データでは。

○岩佐市民協働部次長 今現在の農地ですけれども、農地転用が行われて、農地でなくなった場合というのは、そこまでの運用はないんですけれども、多分、1年に一度、見直しを行えということになるので、その時に多分、今回、農地でなくなったので、ここから外すという形にはなっていくというような手順になっております。

○海原委員 それは外さないで、何もデータ、クラウド上というか、ローカル、何でしたっけ、ガバナンスネットワークにはつながっていかないということですね。

○岩佐市民協働部次長 そうですね。今のところ、そこは、例えば格納されるとか、過去の履歴だとかという形で残されるというところまでは聞いていないです。

○海原委員 何でお聞きしたかというのと、多分今、土地バブルが結構起きている

んですけども、そののところへ多分、業者さんがもしその情報にアクセスできちゃうとすると、個人の家に、認知症じゃないですけども、高齢の方が土地のトラブルに巻き込まれる心配があって、個人情報保護してあげなきゃいけないと思ったんですが。

○岩佐市民協働部次長 多分、今の指摘からすれば、消える方向でやっていますので、そうすると、去年のものと今年のを比較すると、ああ、消えたなというふうにわかると、確かにその時点で消えたんだというのがわかると、どういうふうにされたんだとか、そういうイメージが出てくる可能性はあります。

○立川会長 ただ、上のフェーズ1システムの中には、さっきの御説明ですと、個人情報は入っていないんですよ。

○岩佐市民協働部次長 フェーズ1のシステムには個人情報が入っていないので、消えたという情報で、ただ地番だとか、大きさだとか、遊休農地の有無はわかりますので、これを見ただけではわかりませんが、例えば登記との結合で、その所有者を知ることは可能かなというところにはあります。そういう意味です。

○海原委員 結合というのは、具体的にどの業者がやるんでしょうか。

○岩佐市民協働部次長 業者。

○海原委員 業者というか、クラウドは国のどこかが委託しているんですよ、多分、わかりませんが。

○岩佐市民協働部次長 そうですね。

○海原委員 実際に結合するのは多分、逗子市の委託でどこかの業者がやられるんですか。

○岩佐市民協働部次長 多いところですね、例えば件数がすごく多いところというのは多分、結合して、そこに入力をするという方法なのか、我々が結合することができて、そこに直接入力していくのか、それとも、データ形式を農業委員会ネットワーク機構がつくるんですけども、ネットワーク機構に送信するとか、送信するというか、どういう形で持っていくかというのは、まだそこは決まっていない。

○岸本経済観光課主事 そうですね、農林水産省が平成25年とか26年から予算措置をしております、この農地情報公開システムの整備事業というのを農業委

員会ネットワーク機構がもうやることになっております。

その農業委員会ネットワーク機構がそういったクラウドというのを構築しております、今回のフェーズ2への移行作業というのも、この農業委員会ネットワーク機構が主体となって、各農業委員会に依頼をしているようなものになっております。

○海原委員 なぜ質問したかといいますと、全国で公務に携わっている方がほとんど、そういうデータを漏えいされることがたまにありますけども、そんなことはないですか。あるのは大抵、業者さん。

○岩佐市民協働部次長 そうですね。農業委員会ネットワーク機構が多分、委託をどこかに出す可能性というのはあると思うんですね。そのときに、ネットワーク機構がつくったクラウドに直接、市なりがLGWANを介して入力をしていくのか、もしくはそのデータを何を介して持っていくのかというところは、多分これからなんだよね、その方法は。

○岸本経済観光課主事 そうですね、例えばの話、パスコさんとかいう会社があって、今回、農業委員会ネットワーク機構が国から依頼を受けているんですけど、そのネットワーク機構がさらに例えばパスコさんとか、そういったところに依頼をしまして、そのパスコから、例えば逗子市のほうに、この移行作業の今依頼を受けているような、そういった今、状況になっております。

○海原委員 ちょっと個人情報のほうから外れてしまうんですけども、11条関係の部分で、農政担当職員の事務の効率化・高度化を図り、農地行政の推進を図る。農地行政が多分、小規模を大規模にして、農業をやりたい人に移譲して、国を活性化するという大方針が出ていますけども、それに沿った方策だと思うんですけども、ここで言っている農政担当職員というのはどこの職員で、その事務の効率化は、具体的に言うと、何が図られるのかということと、農地行政は具体的にどういうふうにやっていくのかなというのが余りよく見えないんですけどね。

○岩佐市民協働部次長 逗子市の場合は、御存じのように、農業委員会がございませんので、基本的に農地行政というところで大きく進めているかというところ、そこはない市でございます。

ただ、農地については、三浦半島でいえば三浦市だとか横須賀市を含めて、

どう農地の減少だとか農業従事者の減少を食い止めていこうかというのが大きな命題として、農業の担い手というのをどう作っていこうかというのがやっぱりあります。

その中で、今回、農地台帳を作って情報の共有化・一元化をしようじゃないかと、全国的にですね。そういう方をどんどん募集して、移住じゃないですけども、どんどんそういうことをやってもらいたいという、そういうもくろみがあるというふうに考えています。

ですから、農地行政を今どう進めていくかというのは、そういうところを本来進めていかなければならないんですけども、逗子市の場合は、農地も余りございませんし、農業を進めていくという方針もない中ですので、今、逗子市の中で言うと、事務の効率化と言うと、例えばそのネットワーク機構や国等から照会・調査というのはあるし、年1回その更新作業も当然ございますから、そういうものがネットワークにつながっていれば、そこを更新するだけで、各市町村の照会・回答、もしくは国からの照会・回答には答えられてしまうという利便性はございます。

もしそれがなければ、一枚一枚、来た紙に対して、我々が一回一回審査をして、それに対して回答をしていかなければならないという事務が発生するという形になります。それを一つのクラウドにまとめれば、全国各市町村の農業委員会担当の職員はそれが無くなるという形で今回、結合したと、そういう意味でございます。

○海原委員 そうすると、今、経済観光課で、そのクラウドになった場合のアクセス権が多分、この仕事でも何でもそうなんですが、昔は個人情報なんかはロッカーに入れて、ロッカーのキーを保存する、鍵の保存というやり方だったんですけども、アクセス権ということになっているんですけど、アクセス権は経済観光課の中に多分集中すると思うんですが、それはマネジャーの課長さん、係長さん、担当者、この3人ということですかね。

○岩佐市民協働部次長 そうですね。基本的にはそういう形でやっていきたいと思っております。

○立川会長 よろしいですか。

○海原委員 はい。

○立川会長 ほかの方で、どなたかいらっしゃいますか。

どうぞ。

○森田委員 基本的な話なんですけど、これ、提供する根拠は、農業委員会等に関する法律の51条ですよ。この規定によると、ここに対して当該情報の提供を行わなければならないという規定になっているということだとすると、4号でこちらに諮問するよりは、むしろ1号、これに基づく提供にならないかということなんですけど、その辺は、諮問することになったのはどういう根拠からでしょうか。

○矢島情報公開課課長 すみません、事務局のほうから。

当初、11条のみの諮問かということで、いろいろ担当のほうからも情報公開課のほうに相談があったんですけども、ここの、機構に対し当該情報の提供を行わなければならないというところで、「求めたときは」となっていて、この条文はちょっと私ども、その当時は見てなかったんですけど、「求めたときは」ということで、常時ではないというのがあるのと、あと、第2項のほうで「相互に提供することができる」というようなところだったので、慎重に対応したいということで、4号の諮問にかけさせていただいた経緯があるんですけども。1号に該当するということであれば、あえてしなくていいかというのもあるんですけども、実は先ほど言いました利用の部分もありまして、住民基本台帳上の世帯番号というのが、そもそも経済観光課は保有していない情報ですので、戸籍住民課から目的外利用ということで提供していただく、提供というか、調べる機会を与えていただいて。

○森田委員 ちょっとそれも次にきこうかと思ったんですけど、つまり目的外利用として挙げられているのは住民基本台帳上の世帯番号、これは農地情報としては管理されてないわけですか、今。先ほどの説明だと、農地情報の中に世帯番号が書いてあるのかなと思ったんですけど。

○岩佐市民協働部次長 そうですね、世帯番号はないです、今のところ。農地台帳上の情報というのは、今言われているのは氏名、性別、生年月日、世帯主と、あと世帯を書く欄がございます。そのうちの何をという話で今回求められたかということ、氏名と、要は世帯を全てということで世帯番号、それを特定するために、住民基本台帳上の世帯番号が欲しいという形になります。

○森田委員 つまり、今までは、経済観光課では農地情報として世帯番号は持っていなかったけれども、そのシステムを提供するに当たって、世帯番号が必要になるということですね。

○岩佐市民協働部次長 そういうことです。

○森田委員 それも、51条で出さないといけないものになるんですかね。

○岩佐市民協働部次長 すごくここは微妙なところなんですけども、機構が情報の提供を求めたときは出してくださいという形で、農地に関する情報というのに世帯コードが入るかどうかというイメージにはなるんですが、こちらのほうでもそのところはすごく検討したんですけども、世帯コード自体が情報としてあるんですけれども、個人情報かどうかというところが一つあって、これを見たから全て個人が特定できるかといったら、特定できないものなので、なので今回、ここには個人情報として提供する情報という形で書きましたけれども、実際にはそうではないのではないかな。とりあえず、ここには書きましたけれども、そこまでのものではないというふうなイメージを我々は持っていて、世帯員の名前だとか、それは基本的に農地台帳上持つべきものになるんですけども、そこを出せというわけではなかったのも、この部分は出すというふうになっているということでございます。

○森田委員 ただ、個人情報でないという前提に立ってしまうと、そもそも諮問自体、問題にならないので。

○岩佐市民協働部次長 そうですね、確かにそうですね。

○森田委員 ただ、何かそれもどうなんですか。住民基本台帳の各個人の情報にくっついた形で存在はしているわけですかね、世帯番号というのは。

○岩佐市民協働部次長 そうです。

○森田委員 だから、ちょっとそこを切り離して、個人情報じゃないとも言い切れないという感じもするんですね。

○安達副会長 ちょっと今の点の追加的な質問なんですけども、別紙として配付していただいている「農地情報公開システムについて」という資料がありますけれども、こちらのほうの4というところ、「オンライン結合による個人情報の外部提供について」という見出しのペーパーありますね。そこに、提供する個人情報というのが3段目にありますが、そこを見ると、住所、氏名、生年月

日、性別、世帯員構成、農地情報全般等というふうに書いてありますね。

○岩佐市民協働部次長 はい。

○安達副会長 これを本市では、氏名のほかの住所、生年月日、世帯員構成にかえて世帯番号を提供しようという趣旨でしょうか。

○岩佐市民協働部次長 いえ、今回この農地情報システムを構築するに当たって必要だと言われている個人データとしては、住所とか生年月日とか性別は求められてございまして、必須として求められているのは氏名と住基の世帯コードというふうに言われています。多分、システム上の入力項目が、氏名とその世帯コードだというふうに認識をしております。

○森田委員 いや、でも、この資料だと、提供するものは今挙げたような中身ですよね。

○岩佐市民協働部次長 今後この辺のものを求められる可能性は出てくると思われるんですけども、今現在求められているというものが氏名と住基の世帯コードだというふうに言われています。

○立川会長 だから、この資料が間違っているんじゃないんですか。

○岸本経済観光課主事 そうですね。

○鈴木経済観光課係長 説明の例という言葉の。

○安達副会長 説明資料に例と書いてあるから、例示にすぎないというふうに思います。

○岩佐市民協働部次長 そうです、はい。

○立川会長 ですから、わかりやすく言えば、この提供する個人情報のところに氏名と住基コードというふうになるのが正解じゃないですか。これだと非常に個人情報そのものが列挙されちゃっていますので。

○安達副会長 これよりは個人情報としての具体性は弱いということですね。

○岩佐市民協働部次長 そうですね。

ですから、ここに提供する個人情報と並べた中で言うと、基本的には氏名だけみたいな形になるんですね。この中で住基の世帯コードというのはいないですけども。

○森田委員 ただ、氏名とあわせて世帯番号を出すとなると、それはもう氏名という形で識別できる情報の一部になりますから、ひっくるめて個人情報と考え

るでしょうね。わかりました、その部分は。

ただ、そうすると、経済観光課がそういう新たな目的を設定して、世帯番号についてですね、扱わないといけないという意味で、目的外の利用になると。

○岩佐市民協働部次長　そうです。

○安達副会長　その点ですけれども、戸籍住民課が持っている世帯番号について、経済観光課が目的外利用をするということについても今回の諮問の内容なんでしょうか。

○岩佐市民協働部次長　そうです。

○安達副会長　それも諮問の対象になるんですね。

○矢島情報公開課課長　そうです。それで当初、すみません、メールしたときには、この目的外、第10条関係ですが、氏名、住所、生年月日、性別というふうにはメールしたものには入っていたんです。ちょっと私どものほうで担当のほうともう一回、再度確認をしましたところ、必須項目に入っていない、入力項目に入っていないということで、必要最小限でいいのではないかとということと、経済観光課で持っている情報が、農地台帳に載っている情報が一体どこまでなのかというのを確認をさせていただいて、こちらを直させていただいております。

その中で、住民基本台帳の世帯番号というのが出てきまして、この世帯番号はそもそも経済観光課で把握できているのかというところで、この目的外利用というところで、利用のところをふやさせていただいた経過があります。

○森田委員　世帯番号を提供しなければいけないということの何か根拠になる文書みたいなものはありますか。

○岸本経済観光課主事　根拠や文書というか、ネットワーク機構のほうから今回、明確な文書はないんですけれども、システム上、その移行作業に当たって、入力の必須項目となっているんです。

○森田委員　必須項目というのは、どういう形で求められているんですか。

○岸本経済観光課主事　この移行作業に当たって、入力のレイアウトとか様式がございまして、その様式の中で必須項目というふうに指定されているものでございます。

○森田委員　ちょっとそれは、できれば何らかの形でお示ししたいと思います。というのは、我々の手元にあるのはこの説明資料しかないのです、ここに

は書いていないので、これは確かに例ということなので、実際は違いますよというのはいり得るんですけども、じゃ、何で違うのかということは、やはりちょっと裏づけが欲しいと思うんですね。今後できるだけ、載せたけれども、実際はこうだよというのはいちょっと欲しいと思います。

○岩佐市民協働部次長 そうですね。それは御用意させていただきます。

○安達副会長 私もよくわからないんですけども、世帯番号を提供せよという趣旨は何ですか。世帯番号を提供すると、先方では何がわかるのかということなんですが、もしかすると、住基ネットに接続して番号がわかった場合、住基ネットで全部わかっちゃうとか、何か。

○岸本経済観光課主事 今のところは、住基とこのフェーズシステムというのはつながっていないので、番号が提供されたところで、例えば相手方、ほかの行政機関で番号から何か検索するというのはできないです。

○安達副会長 できない。

○岸本経済観光課主事 はい。

○安達副会長 そうすると、どういう意味があるのか。

○立川会長 勝手にさっき考えていたんですが、同姓同名の場合なんかを区別するためじゃないかななんて思っていたんですが、そういうことではないんですか。

○岩佐市民協働部次長 ちょっとここは想像になってしまっていて、そこも含めて照会しているんですね。我々も個人符号だったらまだ何となくわかるんですけども、世帯番号、世帯コードというのが腑に落ちなくて、世帯コードというのはなぜだというのは、今ちょっと国のほうに問い合わせをしてもらっているんですけども、まだ回答が来てない状況でございます。

世帯コードについては、想像するに当たっては、事務の効率化等を考えているという話なので、今、会長さんがおっしゃったとおりで、同姓同名だとかあったときに、その番号で識別を各市町村はしなさいというイメージで、その部分をわざわざ、そういうところをつくっていただいたのかなというふうには思っています。

ですから、例えば1年に1回見直しをするときに、どこの誰々さんがというのを、どこのという住所は入らないんですけども、何番の誰々さんがという形

でその番号が出てくるのかなというふうに思っております。

○立川会長 ほかにどなたかいらっしゃいますか。よろしいですか。

○安達副会長 ちょっと質問よろしいでしょうか。

○立川会長 どうぞ。

○安達副会長 農地中間管理機構と、それからもう一つ、農業委員会ネットワーク機構という2つ機構がありますね。この関係がよくわからないんですが、農業委員会法でいう機構というのは、これはネットワーク機構のほうですね。

○岩佐市民協働部次長 そうです。

○安達副会長 農業委員会法で、その機構に対して、農地情報を提供しなければならないというのは、ネットワーク機構のことなんですが、「フェーズ1・フェーズ2の利用イメージ」のほうでは、全部が農地中間管理機構のほうだけなんですが。

○岩佐市民協働部次長 農地中間管理機構というのは、1ページ目の上に書いてあるんですけども、農地中間管理機構法を根拠法として都道府県に1つずつ設置されているものなんです。これは農地の集約化とか、耕作放棄地の解消とか、こういうのを推進するためにつくった農地中間管理機構というものになります。

もともと農業委員会のほうの農業委員会ネットワークというのは、各市町村にある農業委員会をサポートする目的でつくっているのが農業委員会ネットワーク機構で、農地中間管理機構というのは、どちらかというと、後継者不足だとか、全般というよりも、後継者不足で農地の集約だとか耕作農地の放置を解消するとか、そういう手だてをするためにつくったのが農地中間管理機構という形になっています。

ですから、ネットワークは、農業委員会の全ての業務についての、どちらかというと手助けをしてくれるんですけども、そのうち農地の集約化だとか、もしくは後継者不足だとか高齢化をどう解消していこうかというのを考えているのが中間管理機構という形になるというふうに考えております。

○安達副会長 そうだとしますと、根拠法令となっている提供対象はどちらなんですか。農業委員会法で提供先として掲載しているのはネットワーク機構。

○鈴木経済観光課係長 ネットワーク機構です。

○安達副会長 ネットワーク機構のほう。でも、図を見るとそうっていないで

すよね。

○岸本経済観光課主事 まあ、そうですね。

○安達副会長 ここから中間管理機構のほうだけだと。

○岩佐市民協働部次長 そうですね。

○岸本経済観光課主事 本来的には、この図の表記がちょっと、すみません、農地中間管理機構としか書いてないんですけども、本来的な意味では、ここにネットワーク機構ですとか、ほかの各農業委員会というのが、このフェーズ2の右側図のところにちょっと文言としては入ります。

○篠崎委員 つまり農業委員会等に含まれるんですか。

○岸本経済観光課主事 そうです。

○篠崎委員 フェーズ1にも2にもある、左側の農業委員会。

○岸本経済観光課主事 いえ、左側はあくまでも、この農業委員会等は個々の農業委員会だけになるんですが、その右側にあります農地中間管理機構というところが、その中間管理機構以外にもネットワーク機構や農業委員会等というのが入ります、イメージとしましては。

○森田委員 ああ、そう。ただ、むしろネットワーク機構は、この図の中で言うと、農地情報公開システムを運営する位置づけですよね。

○鈴木経済観光課係長 真ん中です。ネットワーク機構にまずデータを集約させて、それを中間機構だったり、ほかの農業委員会が利用していく。

○安達副会長 こちらのシステムについての資料を見ますと、2の「農地情報公開システムの構成」というところの、この流れの中では、上のほうに、システムの閲覧をする利用者は、農地中間管理機構だけではなく、ネットワーク機構も入っています。

○岩佐市民協働部次長 そうです。

○安達副会長 これとこの図が一致しない。

○岸本経済観光課主事 お渡ししている「フェーズ1・フェーズ2の利用イメージ」という図も、今見ていただいた2番の「農地情報公開システムの構成」の図も、一応、同じ全国農業会議所から出ているものではあるんですけども、この「フェーズ1・フェーズ2の利用イメージ」のほうがより概要的な意味ということで、概要的な図になりますので、本来的に言うと、詳しく見る場合

は別紙の2番の「農地情報公開システムの構成」、こちらのほうがより詳しい図なので、こちらのほうがより正しい図ということになると思います。

○立川会長 このイメージ図というのは、経済観光課さんでおつくりになったとか、あるいは国とかどこかで作って、提供された。

○岸本経済観光課主事 そうです。国のほうで両方ともつくった図になります。

○立川会長 ああ、そうですか。

○岸本経済観光課主事 うちでつくったものではございません。

○立川会長 わかりました。

○鈴木経済観光課係長 申しわけありません。

○立川会長 何か今のような矛盾点を考えると、このイメージ図は要らないような気がするんですけどね。こっちの2の「農地情報公開システムの構成」、これで見れば、よりはっきりわかる、誤解を招かないで済むのかなという気がするんですけどもね。

ほかに御意見は。どうぞ。

○海原委員 クラウドもいいんですけども、農地情報を農業委員会とかネットワークが目的どおり使うことで提供するという前提条件で上げていく。どうしても農地情報使い勝手があって、目的外にその人たちが使うことを牽制するという方法はあるのでしょうか。

○岩佐市民協働部次長 目的外というのは、農地法の第51条では、都道府県は、「その所掌事務の遂行に必要な限度で」という形では書いてあります。ですから、「その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し」と書いてあるので、目的外の場合でないのに利用することはあると思いますが、ただ、所掌事務の遂行に必要な限度でという形で書いてありますから、この限度内というふうに考えています。

○立川会長 いいですか。

それでは、御意見これで、ほかにないようですので、今出た意見を少し整理していただいて、その資料をまとめたものをまたメールでもしていただけますかね。

○岩佐市民協働部次長 わかりました。今回御指摘いただいた部分で、主なものとしては世帯コードというところが一番大きな問題になりますので、そこの部

分がなぜ必要なのかというところと、そういうものをどう提供していくのか、提供する方法だとか、その辺は明確にした中で、まとめまして、情報公開課を通じてお話をさせていただきます。お願いします。

○立川会長　じゃ、そういうことを条件として審議は一応終わりたいと思いますが、よろしいですか。

○森田委員　審議を終わるという意味は。

○立川会長　我々、審議を終わる。

○森田委員　いや、意見はどうするんですか。きょう決めるのか、次になるんですか。

○立川会長　ですから、これから採決に入りたいと思います。

○森田委員　はい。

○立川会長　ですから、今のことを条件として、適当と認めるかどうか、採決をいたします。

○森田委員　ただ、4号の諮問が必要なのかという点については、どうでしょうか。基本的には諮問されたものにこたえればいいんですけれども、先ほどの説明としては、必ずしも農業委員会等に関する法律51条によって提供が義務づけられるものではないということなんですか。

○岩佐市民協働部次長　いや、基本的にはここで行わなければならないので、提供が義務づけられているというふうに我々は解釈をしております。

○森田委員　いや、ただ、そうだとすると、もう1号で提供しなきゃいけないということになるので、こちらに諮問する要件を満たしたということになって、要するに諮問する必要がないじゃないかという形になるので。

○安達副会長　農業委員会法のほうでは具体的に提供すべき文書を特定していませんよね。単に必要な限度で農地に関する情報と言っているだけですので。

○森田委員　いや、ただ、具体的に、要するに提供を求められているわけですよね、この場合は。これとこれを提供してくれと。

○安達副会長　そうです。これは法令で根拠を具体的に、この情報という特定されたものじゃないので。

○海原委員　それはありますね。確かに具体的でないので、例えば水路がどうなっているかとか、その前に工場があるとか、それからここに高速道路があると

か、そういうふうを考えていくと、農地情報というのは非常に貴重な情報、個人情報なんです。そのオーナーさんにとっても、町にとっても。それに対してかなりデリケートな扱いをしていかなきゃいけないと思って、答申をされた関係もあるかなという気がしています。

確かに森田先生おっしゃるように、条文どおり解釈すれば、全く諮問は必要ないと思いますけども、いろいろな立法の趣旨から鑑みていくと、判断はされたほうがいいのかという気がいたします。

○森田委員　じゃ、そんな感じでちょっと、51条の規定ではこうなっているけれども、今回諮問がされたし、個人としても重要な情報でもあるということから、審議会において判断をしたというようなことを入れてもらってということにしましょうか。

○立川会長　そうですね。

○森田委員　まあ、念のためにということですね。

○安達副会長　あと、先ほどの戸籍住民課からの目的外利用についても、あわせて妥当かどうかという判断を答申に書く必要がありますね。

○立川会長　そうですね。部内でのやりとりですからね。それは、じゃ、どんなふうに。

○安達副会長　作文は事務局にさせていただいて。

○内田情報公開課係長　答申のほうにも戸籍住民課の住基を利用するという、そのあたりのことを書いて。

○安達副会長　そうね。

○立川会長　ただし書きで。

○森田委員　それを書かないと、目的外利用について判断する理由がなくなっちゃいますから、何で目的外利用について判断するのかというと、それは従来は経済観光課では個人情報としては扱っていなかった世帯番号について提供するために利用する必要が出てきたということからであると。その提供する必要があるということについては別途確認するとして、それを前提とした場合には、そういう利用の必要性が認められると、そういう判断になるということです。

○安達副会長　一言入れておかないと、やっぱり。

○篠崎委員　51条ですけども、ネットワーク情報に必要な限度でという判断は

農業委員会がするという事でいいんですよね。

○森田委員 明らかに要らないだろうというものにまで答えなきゃいけないのかという問題はあるんですけどもね。ただ、これは法律の条文のつくり方としては目いっぱい、もう法令上は例外にしちゃうぞという形でつくられた条文なので、本当はこれを審議するのかどうかという感じは、率直に言ってあるんですけどね。これは国のほうの責任でやれという話だと私は思うんですけどもね。

ただ、それはそれとして、きょう諮問されて検討されたことを踏まえて、という形で残しておいたほうがいいかと思います。

○立川会長 そうですね。

○矢島情報公開課課長 すみません、あと補足で申しわけありません。そもそもオンライン結合が義務づけられているわけではないので。

○森田委員 ああ、オンライン結合は別です。

○矢島情報公開課課長 はい。

○森田委員 あくまで10条の話です。

○矢島情報公開課課長 10条で、これで51条で必要な限度で求めたときはという、なので、オンライン結合にしていまいますと、その情報が全て。

○森田委員 ですから、オンライン結合では当然ここに諮らなきゃいけないので、私がさっき言ったのは、それとは別です。10条のほうです。10条の1号か4号かという話ですので。

ですから、オンライン結合については、こちらで話すことなのですが、10条についてはそういう国の仕組みであるならば、やむを得ないでしょうということがあります。

○立川会長 じゃ、今のところをただし書きで入れておいていただいて、これで決定してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○立川会長 じゃ、異議がないようですので、決定いたします。

それでは、答申書のほうは後日、所管のほうに事務局のほうから行きますので、お待ちください。どうも御苦労さまでございました。

——経済観光課 退席——

【事務局付記】

議事終了後、第10条関係（目的外利用・提供する個人情報）の諮問内容に、「住民基本台帳上の宛名番号」も含まれることが判明したため、その旨各委員の了承を踏まえて答申に至ることとした。

○立川会長 それでは、次に議題の3、機構改革等に伴う関係規則等の改正についてを議題といたします。

これは事務局から説明、お願いします。

○矢島情報公開課課長 内田係長より御説明させていただきます。

○内田情報公開課係長 それでは、次の議題で、資料の2のほうをご覧くださいと思います。

A4、縦の表から始まるクリップどめの資料になります。こちらなのですが、今年の4月の機構改革などに伴う個人情報保護ハンドブック（平成28年4月版）の改正予定箇所の一覧となります。

以前、この審議会でも御報告させていただいていたんですが、今年の4月から情報公開課が情報政策課と合体しまして、新たに情報政策課の中の情報公開係という形で再出発することとなります。以上の理由によりまして、課名が変更されることにより、お手元にあります個人情報保護ハンドブックに出てくる各規則などにも表記変更の必要が出てまいりました。内容的には、「情報公開課」と書いているところが「情報政策課」になり、同じく「情報公開課長」と書いているところは「情報政策課長」というふうに変更する必要がありまして、主にそのリストとなっております。

一例をちょっと見ますと、例えばハンドブックの44ページを見ていただくと、逗子市個人情報保護委員規則、オンブズマンの規則が載っていますが、こういったところ、第5条のところですね、44ページの下の方に保護委員に関する処遇は情報公開課において処理する。次のページにも、同じ第6条の2項の部分、公印は情報公開課長が保管すると、こういった表記が随所に出てまいります。こういったところを今後改正が必要になってまいります。

先ほどの表に戻りまして、こういった規則改正を必要とするものが、ごらんいただきますとおり、個人情報の保護、この運営審議会規則にも出てまいりま

すし、それから出資団体等の個人の情報の保護に関する要綱、それから個人情報保護条例の解釈における運用、多々出てまいります。これらを設計・改正させていただく予定となっております。

表の中ほどから下のほうに、個人情報事務登録簿記入要領が中にあると思います。これは情報公開課とはちょっと関係ないんですが、保育課というのが記入要領にありますけども、現在、保育課は市長部局の所管になるんですけども、今後、教育委員会に移るということもありまして、中身が改訂されています。

それから下線が引いてあるところは、機構改革とは別物の改正です。修正していて間違いに気づいたところなんですが、例えば解釈運用基準の中の下線が引いてある、157ページにある第29条関係とありまして、これは何かといいますと、個人情報保護条例のほかの法令等の調整等というところで、条文の不備がございました。157ページ、下から3行目にある固定資産台帳の縦覧というふうに書いてありますが、地方税法415条となっておりますが、これ、現行、416条の誤りでしたので、あわせて改正させていただきます。

同じ理由で、次のページにも、選挙人名簿の修正といったところ、公職選挙法の内容に、条文の表記にも違いがありましたので、あわせて直させていただきます。

それから、あと、一番最後の表のほうに、特定個人情報保護評価実施要領も同様の改正が必要なんですが、こちらのほう、別添でA4のホチキスどめのものお付けしまして、内容的には、先ほどのとおり、課名が変わっているだけなんですが、例えば10ページに掲げた第4条というところ、これ、左側が現行の要領になりまして、右側が改正案なんですが、情報政策課が策定ということになります。この会議でも時々、御報告させていただいている特定個人情報の保護評価に関する実施要領の中で、例えば4条によりますと、情報政策課長は、協議を行った各事務システムの評価の実施時期を計画するため、特定個人情報保護評価計画管理書を情報公開課長に提出するというところで、一緒の課になってしまうものですから、同じ身内になってしまいます。そういったところで、情報政策課長が作成するという形に改正させていただきたいと考えております。

同じ理由で、第8条にも、そういった、情報政策課長と協議して公開課長に提出するというところなんですが、同じ課になってしまうものですから、情報政

策課長に提出をするという形になります。

機構改革等に伴う改正事項は以上ですけれども、参考までに、今、別添のほうで、机上にお配りしてある情報公開ハンドブックのほうも同様の改正箇所が、こちらのほうが数もっと多いんですけれども、ございますので、改正となっております。

以上になりますが、なお、現在の予定では、フロアは1階のままです。市政情報広場という言い方、市民の方が資料を閲覧したりすることができるような、その広場の名称もそのまま残る予定になっております。

一方で、情報政策課は電算業務を扱っており、3階にあるので飛び地ののような感じになってしまいます。同じ課なんですけれども、場所が違う。場所は1階で運営していくということになります。

以上でございます。

○立川会長 どうも御苦労さまでした。

では、特にこれは機構が変わったので、それに伴う表記の問題が中心になるわけですね。大変細かく御苦労さまでございました。

この件について、何か御質問ございますか。

よろしいですかね。

それでは、この議題については、これで終了させていただきたいと思います。

それでは、議題の4に移ります。

個人情報事務登録簿について、議題とします。

じゃ、これも事務局のほうからお願いします。

○矢島情報公開課課長 それでは、個人情報事務登録簿について、お手元の資料3をご覧ください。

平成28年度第5回個人情報事務登録簿の変更状況集計表ということで、こちら平成29年1月20日現在となります。

それでは、変更等の内訳ということで、集計表の内容を見ていただきますと、新規が3件、変更につきましては2件ということで、どちらも市長ということです。登録数は3件増で、合計が643件となります。

こちらの表の下段のほうに書かせていただきましたが、現行では、個人市民税及び県民税賦課事務を1事務として登録していましたが、こちらの矢印の下

の3事務へ分けたいと考えております。ですので、純粋な登録件数の増は1件で、あとの2件はこちらの2件分の増になります。

それでは、登録簿の写しをごらんいただければと思います。横版の登録簿のほうですね。

そちら、先に申しわけないですけれども、2ページ、変更から御説明させていただきます。2枚目からお願いします。

変更につきましては2件で、どちらも課税課になります。1件目は、右肩に2と振ってあります個人市民税及び市県民税賦課事務で、6枚ありますが、こちらにつきましては、今回の変更に伴い、内容を確認しましたところ、事務の名称にそれぞれ括弧書きがありますが、6枚のうち1枚目から3枚目までが課税資料の徴収、4枚目が課税資料の発送に当たって必要となる資料の徴収、5枚目と6枚目が課税資料（eLTAX）の徴収となっております。同じ個人市民税及び県民税賦課事務ではありますけれども、個人情報収集の目的や収集の方法、利用提供の区分などが異なっておりまして、今まで1件として登録してきましたが、3件の登録に分けたいと考えております。ですので、新規3件のうち、2件はこちらの登録内容を変更し、それぞれの登録とするものです。

それでは、内容について御説明させていただきます。

手書きマーカーで引かれた部分が追加となったものです。記入漏れの部分と、新しく1月1日から追加となる部分と、あと登録を分けるための追加記入がありますが、1枚目から6枚目までの記録の内容の基本的事項の個人番号欄は、平成29年1月1日から全て追加となったものです。それ以外の手書きの部分でマーカーが引かれている部分について、御説明いたします。

まず、1枚目の収集の方法、本人以外の場合の収集方法及び根拠欄、それから2枚目の収集の方法、本人以外の場合の収集方法及び根拠欄と、あと基本的事項の電話番号欄、それから3枚目の収集の方法欄、それから本人以外の場合の収集方法及び根拠欄、それから備考欄、それから記録の名称の一番下の欄、寄附者名簿とその記録の内容、記録の形態、保存期間。4枚目の本人以外の場合の収集方法及び根拠欄、それから一番下の記録の名称の住登外扶養親族照会書とその記録の内容、記録の形態と保存期間、それから5枚目、6枚目の本人以外の場合の収集方法及び根拠欄、それから5枚目の税務署連絡せん、年金保険者の

市町村に対する通知、年金所得に係る特別徴収税額の納入義務を負わなくなった旨の通知とその記録の内容、記録の形態、保存期間、以上につきましては、手書きでマーカー引かれておりますが、先ほどの基本的事項の個人番号欄を除き、記入漏れの部分と、今回それぞれ事務として登録し直しますので、その関係で追加となった部分です。

記入漏れにつきましては、大変申しわけありませんでした。

それから、6枚目に、記入の記録の名称と、その記録の内容、記録の形態、保存期間、こちらについては、内容は新規ですので、追加となります。こちらは平成29年1月1日からの情報となります。

以上となりますが、1枚目から6枚目、3件の登録にさせていただきますので、新規件数のうちの2件は、こちらの見直しによるものです。

次に、変更の2件目、右肩に3と書いてあります、一番最後の書類です。こちら、異議申立処理事務について御説明させていただきます。

こちら、市税の賦課処分や滞納処分などに関する不服申立の手續につきましては、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、行政不服審査法が全面改正されまして、平成28年4月1日に施行されたことから、審査請求一元化されまして、異議申立手續が廃止となったものです。審査請求の事務につきましては総務課で対応となりますが、こちらの文書は保存年限が残っておりますので、廃棄になるまでは課税課で登録が継続しますので、抹消ではなく、変更という扱いになっております。

変更については以上となります。

それから、一番最初のページに戻りまして、横版の新規と書いてある個人情報事務登録簿をご覧ください。変更で御説明させていただきましたとおり、行政不服審査法が改正されまして、処分に対する不服申立の手續が審査請求に一元化され、総務課が担当しております。そちらの事務の登録になります。

こちらにつきましては、備考欄に記入のとおり、平成28年4月以前から異議申立処理事務は総務課で対応していたのですが、登録漏れでした。今回、先ほど課税課の変更により総務課に確認を取りましたところ、登録漏れがわかりました。大変申しわけありませんでした。ちょっと、こちら、常時ある事務ではなく、取り扱い件数が少ないため、失念していたようです。大変申しわけあり

ません。

以上が登録簿の御説明になります。よろしくお願いいたします。

○立川会長 ありがとうございます。

何か、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

特に御意見ないようですから、それでは、この議題はこれで終わりたいと思います。

それでは、次に、議題の5にいきます。その他ですが、事務局のほうから何かありますか。

○矢島情報公開課課長 3点ほどございます。

○立川会長 はい、どうぞ。

○矢島情報公開課課長 1点目は、資料4になりますが、前回、会議の際にも触れさせていただきましたが、県市町村情報公開・個人情報保護制度研究会が11月に開催され、その際に刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会に対しての各自治体の対応状況につきまして確認させていただきましたので、その報告となります。

刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会が法令の規定に基づく提供に該当するという解釈かどうかと、その対応について、回答をいただき、そちらに基づき資料を作成しました。

法令の規定に基づく提供と判断をしている回答の自治体は、該当すると記入しており、網かけしていますが、記入のない網かけの自治体のほうも同じ判断と思われますので、網かけをしております。そちらも含めてカウントしますと、全体34自治体中25自治体となります。また、該当しないという判断をしている自治体は該当しないと記入しており、網かけをしていません。また、白く空欄の自治体も、お答えはなかったのですが、該当しないという判断だとしますと、残りの9自治体となります。

対応欄を見ていただきますとわかりますが、該当しないと回答している自治体につきましても、類型答申に基づいた判断をしている自治体がほとんどとなっております。

本市も、平成4年に逗子市個人情報保護条例第10条第1項第4号の規定に基づく諮問事案として、類型で、行政機関が法令に基づき実施する事務に対して

行う照会に対して回答する場合、ただし、行政機関が法令に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該個人情報を照会することについて合理的な理由があり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る、について諮問しまして、適当であるとの答申をいただいておりますが、その後に、この答申による判断ではなかなか難しいとの過去の検討もあるようです。

また、刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会のほかにも、前回諮問させていただきましたが、刑事訴訟法第507条に基づく照会など、数は少ないのですが、通知送付等が義務づけられていないために、法に基づく提供と判断していない照会がありますので、そのあたりも含め、対応について次回以降の議題とさせていただければと思っております。まずは、御報告ということで、よろしくお願いいたします。

○立川会長 御苦労さまでございました。

何か御質問ございましょうか。

いろいろな市の状況を把握していただいたんですが、それじゃ、これについてまとめていただいて、次回。

○矢島情報公開課課長 また次回以降に議題とさせていただければと思っております。

○立川会長 はい。じゃ、そういうことでよろしいですね。

○矢島情報公開課課長 それから、2点目。

○立川会長 じゃ、2点目、お願いします。

○矢島情報公開課課長 2点目ですが、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う対応についてですが、こちらにつきましても、県市町村情報公開・個人情報保護制度研究会において、各市からも議題として取り上げられていましたが、やはり匿名加工情報の取り扱いについて各自治体も悩まれており、本市と同じく、それぞれの自治体の動向を確認しているという状況でした。

県のように、匿名加工情報を別にして条例改正をと考えている市町村はありませんでしたので、当日は、神奈川県の方からの情報をいただくという形に、

いただくことが多かったです。匿名加工情報に関し、検討会のようなものが設置され、その結果が今年2月ぐらいにまとまるのでは、との情報もありましたが、現在わかっている情報としては、改正個人情報保護法の全面施行日が平成29年5月30日となったことです。匿名加工情報の対応について各自治体も模索中という状況ではありますけれども、11月の会議から二月经過しておりますので、近隣各市の状況を確認して、来年度に向けて準備していきたいと考えております。

以上です。

○立川会長 ありがとうございます。

じゃ、この件も、これから詰めていただいて。諮問はいつぐらいになるんですかね。

○矢島情報公開課課長 そうですね、法の改正ありましたけれども、それに合わせて、いろいろ定義が変わってますので、そちらの部分にするのか、匿名加工情報を含めてという形になるのか、そこもまた検討しなければいけないのですけれども。ちょっと情報が少ないので、なかなか前に進めてないところもあるのですけれども。

○立川会長 まあ、そんなに急ぐ必要もないということですね。

○矢島情報公開課課長 そうですね。

○森田委員 いや、ただ個人情報の定義については、法律が変わるので、そこは合わせないと、まずい部分があると思うんですね。

○矢島情報公開課課長 各市はやはり匿名加工情報に引っ張られてるというか、そちらがやはり、かなり不安に思われている部分があって、この神奈川県の情報、私どもは森田委員からお聞きしていただきましたので、わかっていたのですけれども、余りわかっていなかったみたいで。当日、御説明を受けて、それで私のほうで各市へ神奈川県のように分けて改正しますかということでお聞きしたら、それは考えていなかったみたいで。そのときに改めて情報をいただいたというようなところもあったんですけれども。それも含めて、3月以降の審議会に議題として上げたいと思っていますので、何か情報がありましたら、またいただければと思っています。

○立川会長 わかりました。それでは、そういうことで進めてください。

○矢島情報公開課課長 ありがとうございます。

○立川会長 まだありますか。

○矢島情報公開課課長 3点目は次回の日程調整ということです。

○立川会長 それでは、日程調整をお願いします。

(日程調整)

○立川会長 ほかに、その他ございますか。

じゃ、今日はこれで終了ということにいたします。

長い間御苦労さまでした。

午前 11時20分閉会